

阪農健公告第580号
令和7年4月1日

大阪府農協健康保険組合
理事長 内本直哉



規約の一部変更について

健康保険法施行令第3条第2項の規定により、当組合理規約の一部を下記のとおり変更したので公告する。

記

1. 第60条（高額医療費貸付）及び第60条の2（出産費貸付）の規定を削る。

（高額医療費貸付）

第60条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

（出産費貸付）

第60条の2 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

2. この規約は、令和7年4月1日から施行する。

以 上